

国 地 契 第 5 5 号
国 北 予 第 3 7 号
平成24年11月30日

各地方整備局長
北海道開発局長 あて

国土交通事務次官

「工事請負契約書の制定について」の一部改正について

今般、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、公正取引委員会から、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号）に基づく改善措置要求等を受けたことを踏まえ、平成24年10月17日付け「当面の再発防止対策について」において、直ちに実施すべき対策を緊急的にとりまとめたところである。

当該対策に関する具体的措置として、工事における談合等不正行為があった場合の違約金条項を改正することとし、下記によることとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（北海道開発局についての適用拡大）

第1 「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号。以下「契約書通達」という。）について、北海道開発局においても適用するものとする。

（工事請負契約書の一部改正）

第2 契約書通達別冊工事請負契約書の一部を次のように改正する。

第45条の2(A)第1項中「変更後の請負代金額」の下に「。次項において同じ」を加え、同項第1号中「取り消された場合を含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同項第2号中「次号において「納付命令又は排除措置命令」という」を「次号及び次項第2号において同じ」に改め、同項第3号中「納付命令又は」を「前号に規定する納付命令又は」に改め、同項第4号中「含む」の下に「。次項第2号において同じ」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

第45条の2(A)に次の2項を加える。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第45条の2(B)第1項第1号中「取り消された場合を含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、同項第2号中「次号において「納付命令又は排除措置命令」という」を「次号及び次項第2号において同じ」に改め、同項第3号中「納付命令又は」を「前号に規定する納付命令又は」に改め、同条第2項中「、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ」を削り、同項第3号中「受注者」を「前項第4号に該当する場合であって、受注者」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を削り、同項第1号中「前項第1号」を「前項第4号に該当する場合であって、前項第1号」に改め、「納付命令」の下に「における課徴金」を加え、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2項を加える。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

第45条の2(B)に次の2項を加える。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

附 則

この通知は、平成24年12月10日以降に入札手続を開始する工事から適用する。